アルコール検査要領（作成例）

１．アルコール検査の方法

①当直業務開始前

乗組員は、航海当直の前直者等の立ち会いのもと、アルコール検知器を用いて、

アルコール検査を実施し、酒気帯びの有無を確認すること。

②当直業務終了後

乗組員は、航海当直の次直者等から目視等により酒気帯びについての確認を受

け、酒気帯びが疑われる場合には、アルコール検知器を使用したアルコール検

査を実施し、酒気帯びの有無を確認すること。

２．アルコール検査結果の記録・保存

①上記のアルコール検査の結果については、以下の事項を検査記録簿に記録する

こと。

・検査した日時

・当直者（検査実施者）の氏名

・検査を確認した第三者の氏名

・検査結果

②検査結果の記録については、１年間保存する。

３．アルコール検知器の精度・保守管理

①アルコール検査に使用するアルコール検知器は、以下の性能を満たすこと。

・アルコール濃度を測定し数値を表示できること。

②使用するアルコール検知器については、製造業者が定めた取扱説明書に基づき、

適切に使用・保守管理するとともに定期的に故障の有無を確認し、常時正確に

測定できる状態を維持すること。

４．飲酒禁止期間

①乗組員は、当直業務開始前○時間は、飲酒してはならない。

②船長は、当直業務開始前○時間は、飲酒してはならない。

５．飲酒教育の実施

安全統括管理者は、乗組員、運航管理員、経営層を含む安全管理に従事する者に

対して、飲酒の危険性及び飲酒対策の必要性について理解しやすい具体的な飲酒

教育を定期的に実施する

○○○○年○月○日

■■■■株式会社

（作成要領）

作成例は、記載すべき最低限の事項を記載しているので、各事業者においては、自

社の実情に合わせて、作成すること。

また、作成例で記載している事項を一つの要領等にまとめて記載せず、各事項に関

して別に作成してもよい。複数に記載している場合は、乗組員等が理解できるように

周知を行うこと。

１．関係

①及び②には、現場で立ち会う者として、航海当直の前直者又は安全統括管理者

等が指名した者等を記載すること。

なお、陸上の事業所等から船舶に乗船し航海当直を開始する場合は、乗船前にア

ルコール検知器を用いたアルコール検査を実施すること。この場合、安全統括管

理者、運航管理者、船長若しくは機関長のいずれかの者、又は安全統括管理者等

が指名した者を立ち会わせること。

２．関係

①検査結果の記録については、各事業者が作成した所定の様式により書面にて記

録すること。また、電子的に記録できるタイプのアルコール検知器を使用する

場合は、電子データ等での記録に代えることができる。

②検査結果の記録は、最低１年間は保存すること。

３．関係

使用するアルコール検知器の分解能等については、0.01mg/ℓ単位で表示可能な

ものを使用されることが望まれる(最低測定限界0.05mg/ℓ)。

なお、すでに船舶等に備置し使用しているアルコール検知器がアルコール濃度

を測定し数値表示する性能を有していない場合は、アルコール検知器の入れ替

え時等において、アルコール濃度の数値を表示できるアルコール検知器に代替

えすることを推奨する。

４．関係

①乗組員は少なくとも当直業務開始の４時間前を飲酒禁止期間として設定するこ

と。

②船長は船内の最高責任者として､船舶の安全運航に影響を及ぼしかねないこと

から４時間よりも長い飲酒禁止期間を設定することが望ましい。

③社内教育資料、酒気帯び操船のガイダンス等に示す摂取量を参考にすること

５．関係

教育内容は、「海運分野における新たな飲酒対策について（令和元年８月２日）」の内容を十分に反映させたものにするとともに、国土交通省海事局安全政策課（協力：船員災害防止協会）「酒気帯び操船防止のガイダンス」を参考に実施すること。

なお、海運分野における新たな飲酒対策について（令和元年８月２日）、酒気帯び操船防止のガイダンスは、国土交通省のホームページにも掲載されております。

（ホームページリンク先）

<https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk6_000027.html>